

在宅介護支援センターふるさと苑重要事項説明書

< 令和 7年 7月 1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0436-75-2525 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 主任介護支援専門員: 森 信子

介護支援専門員: 長尾文恵, 若杉智浩, 嶺山美穂

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 在宅介護支援センターふるさと苑

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	在宅介護支援センターふるさと苑		
所在地	市原市能満1925-282		
介護保険指定番号	居宅介護支援	1272400209	千葉県
サービスを提供する地域 *	市原市		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	計
管理者	主任介護支援専門員 社会福祉主事 等	1名	1名
介護支援専門員	社会福祉士 介護支援専門員, 介護福祉士 等	3名	3名

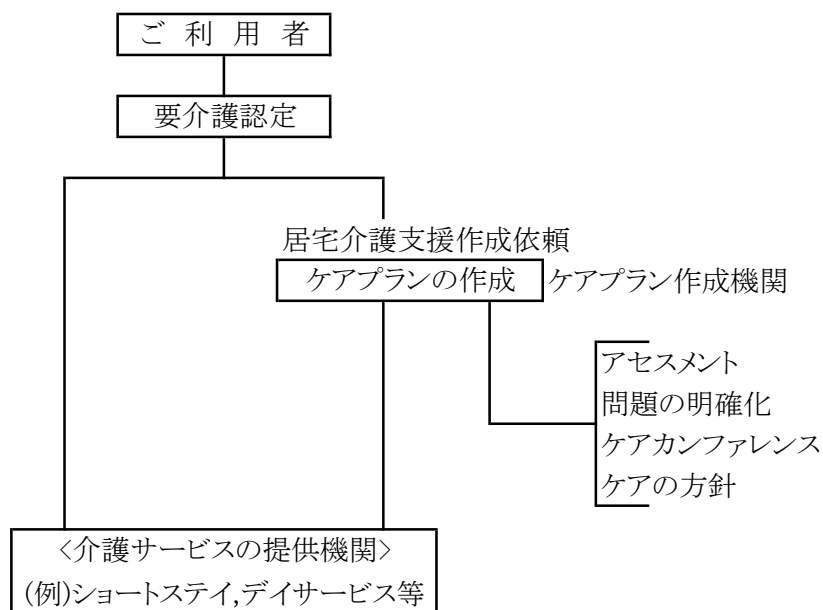
(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祭日	午前8時30分～午後5時30分

* 但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制となっております。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

① 申し込みからサービス提供までの流れ



② サービスの内容

- ・居宅サービス計画の作成
- ・居宅サービス事業者との連絡・調整
- ・サービス実施状況の評価
- ・利用者状態の把握
- ・給付管理
- ・要介護認定申請に対する協力・援助
- ・相談業務

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ＊ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日市原市の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

・基本単位 ※居宅介護支援費(Ⅰ)

		1月あたりの 単位	自己負担額
ア	要介護1・2	1,086	なし
	要介護3・4・5	1,411	

・地域区分

(地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分)

市原市:5級地 10.70円/1単位

＊介護報酬の請求は左記ア及びイ～コのうち該当するものの合計に上記10.21円を掛けた金額(小数点以下切捨)となります。

・加算等

		1月あたりの 単位	自己負担額	備 考
イ	初回加算	300	なし	新規に居宅サービス計画を作成又は要介護状態が2段階以上変更になったご利用者に対して指定居宅介護支援を行なった場合加算
ウ	特定事業所加算(Ⅰ)又は 特定事業所加算(Ⅱ)又は 特定事業所加算(Ⅲ)又は 特定事業所加算(A)	(Ⅰ)519 (Ⅱ)421 (Ⅲ)323 (A)114		専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応など、主任介護支援専門員の配置等、一定の条件の下、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している居宅介護支援事業所に対して加算 〔一定の条件:(Ⅰ)>(Ⅱ)>(Ⅲ)>(A)〕
エ	特定事業所医療介護連携加算	125		前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定
オ	通院時情報連携加算	50		・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。 ・利用者が医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合
カ	入院時情報連携加算(Ⅰ)又は 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(Ⅰ)250 又は (Ⅱ)200		(Ⅰ)利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者について必要な情報を提供していること (Ⅱ)利用者が病院又は診療所に入院した日の翌々日までに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者について必要な情報を提供していること ※Ⅰ・Ⅱ共に提供方法は問わない
キ	退院・退所加算(Ⅰ)イ又は 退院・退所加算(Ⅰ)ロ又は 退院・退所加算(Ⅱ)イ又は 退院・退所加算(Ⅱ)ロ又は 退院・退所加算(Ⅲ)	(Ⅰ)イ450 (Ⅰ)ロ600 (Ⅱ)イ600 (Ⅱ)ロ750 (Ⅲ)900	なし	病院・診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設へ入所していたご利用者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、その病院等の職員と面談を行い情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合加算(入院又は入院期間中につき1回限度)

ク	ターミナルケアマネジメント加算	400	なし	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画書に位置付けた居宅事業結びず事業所に提供した場合
ケ	緊急時等居宅カンファレンス加算	200		病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合加算(月4回限度)
コ	業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算		以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
サ	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算		虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者をおくこと。

(2) 交通費

無料

(3) その他

支払方法 料金が発生した場合、請求書に従ってお願い致します。

5. サービス割合の説明

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	20.5 %
通所介護	44.7 %
地域密着型通所介護	10.6 %
福祉用具貸与	49.2 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	セントケア市原	28.1 %
	KTやわたヘルパーステーション	13.3 %
	ヘルパーステーション桃太郎	12.5 %
通所介護	デイサービスセンター里の家	55.0 %
	やさしい手京葉デイサービスセンター	13.2 %
	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス五井	8.2 %
地域密着型通所介護	恵リハビリデイサービス市原	22.7 %
	デイサービスセンター結	18.2 %
	若宮すこやか家族	15.1 %
福祉用具貸与	シルバーとっふ	35.4 %
	株式会社ヤマシタ千葉ショールーム	12.0 %
	株式会社イノベーションオブメディカルサービス	6.2 %

判定期間 令和 6年度

☐ 前期(3月1日から8月末日)

☒ 後期(9月1日から2月末日)

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当苑職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

7. その他

オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。

その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

虐待の防止のための措置

- 1・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)
- 2・ 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(令和6年4月1日まで経過措置期間とする)

8. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

課題分析方法はMDS－HC方式とする

在宅高齢者一人ひとりのニーズを包括的に把握し、ケアプランを策定するために最低限必要な項目を集めたアセスメント表である。在宅でケアする上で直面する可能性の高い重要な領域について、それぞれ問題点の定義、その原因や関連した状況の説明、ケア目的の提示や留意点が記される。高齢者のトリガーされた領域を一覧すれば、どのような分野のニーズがあるかをすぐに概観することができるので、病名やADLとともにケアプランを策定するための基本的な情報となる。

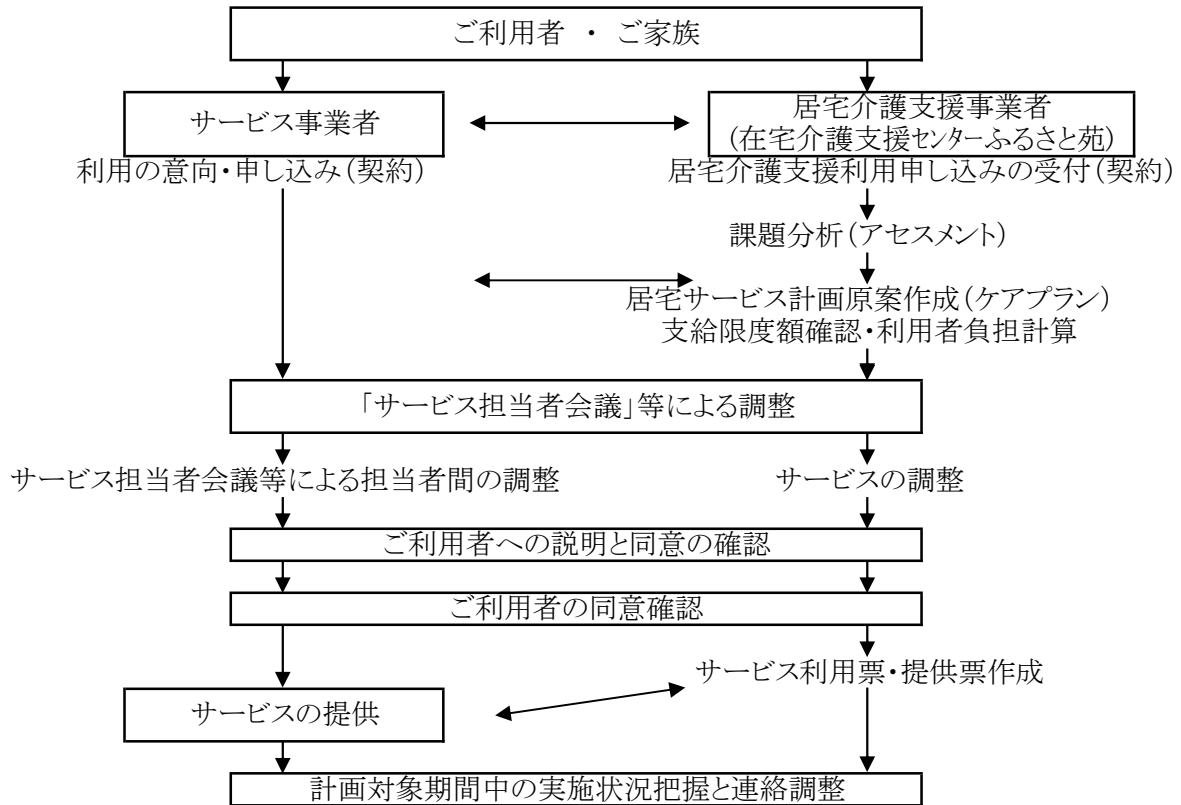
9. 注意事項

サービスの提供を円滑に行う為、下記の事項に同意の上、ご記名ご捺印下さい。

(1) 秘密保持等に関して

当事業所との間における個人情報の秘密保持等に関しご理解の上、サービス担当者会議等において、契約期間中、利用者個人及び家族等の個人情報を有効に用いさせて頂くことを御了承下さい。

※情報交換等の流れ



10. サービス内容に関する苦情

① 当事業所 ご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

② (別紙) 参照

苦情解決責任者 理事長 西川章久

電話 0436-75-2525

担当 管理者(主任介護支援専門員) 森 信子

11. 当社の概要

名称・法人種別

社会福祉法人市原福祉会

代表者役職・氏名

理事長 西川 章 久

本社所在地・電話番号

千葉県市原市能満1925-282

0436-75-2525

定款の目的に定めた事業

- 1、特別養護老人ホーム ふるさと苑
- 2、ショートステイサービス ふるさと苑
- 3、在宅介護支援センター ふるさと苑
- 4、はくちょう保育園
- 5、デイサービスセンター里の家
- 6、特別養護老人ホーム第二ふるさと苑 里休
- 7、ショートステイサービス第二ふるさと苑 里休
- 8、市原市地域包括支援センターふるさと

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県市原市能満1925-282

名称 社会福祉法人 市原福祉会

理事長 西 川 章 久 印

説明者

所属

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

続柄

※上記代理人と異なる場合のみ、下記の欄にご記入下さい。

記入者

住所

氏名

印

続柄